

議案第 15 号

城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年城陽市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上 １０年未 満	１０年以 上１５年 未満	１５年以 上２０年 未満	２０年以 上２５年 未満	２５年以 上３０年 未満	３０年以 上３５年 未満	３５年以 上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第３９４号）が公布されたことに伴い、退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」の区分を追加したいので、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２５条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

消防組織法（抜粋）

（非常勤消防団員に対する退職報償金）

第２５条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

参考資料

城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例要綱

改正の概要

勤務年数区分に、新たに「３５年以上」の区分を追加する。

【改正前】

階級	勤務年数					
	５年以上 １０年未満	１０年以上 １５年未満	１５年以上 ２０年未満	２０年以上 ２５年未満	２５年以上 ３０年未満	３０年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

【改正後】（施行期日：令和７年４月１日）

階級	勤務年数						
	５年以上 １０年未満	１０年以上 １５年未満	１５年以上 ２０年未満	２０年以上 ２５年未満	２５年以上 ３０年未満	３０年以上 ３５年未満	３５年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>